

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

## 富山厚生年金 事案 224

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月31日から同年2月1日まで

昭和46年4月1日にA社B工場へ入社し、50年1月31日付で退職した。退職の際にA社B工場から交付された昭和50年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票の退職年月日欄に、昭和50年1月31日と記載されているにもかかわらず、社会保険庁の記録上、同年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場の証言、同社から提出された申立人あて退職金支給に係る明細書及び申立人から提出された昭和50年分の退職所得の源泉徴収票特別徴収票により、申立人が昭和50年1月31日付で退職し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年12月の社会保険庁のオンライン記録により、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和50年1月31日となっていることから、事業主が社会保険事務所に同年1月31日を資

格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年5月までの期間、45年8月から50年6月までの期間、51年7月、52年4月から53年3月までの期間、59年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から45年5月まで  
② 昭和45年8月から50年6月まで  
③ 昭和51年7月  
④ 昭和52年4月から53年3月まで  
⑤ 昭和59年7月から同年12月まで

申立期間①及び申立期間②のうち昭和47年7月までについては、43年にA市B町の町内会の人に国民年金の加入手続をしてもらい、町内会集金により前妻の分も含めて保険料を払っていた。また、申立期間②のうち47年8月から申立期間⑤までについては、口座振替により私と前妻の二人分の保険料を納付していたのに、社会保険庁の記録では、その期間が未納となっている。

当時の領収書や資料は残っていないが、社会保険事務所や銀行から督促や案内を受けた覚えは無いので、申立期間①から⑤までについて国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和43年12月に、その前妻とともに国民年金の被保険者資格を取得して以降、申立期間①及び申立期間②のうち47年7月までは町内会集金により、申立期間②のうち47年8月から申立期間⑤までは口座振替により夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかし、申立人は自ら保険料を支払っていたと主張していながら、申立期

間①及び申立期間②のうち昭和 47 年 7 月までにおいては、60 歳台の男性が  
集金していたとするだけで、印紙検認欄のある国民年金手帳を見た記憶が無く、  
納付した保険料の額や納付方法について明確な記憶も無いなど、保険料  
の納付について具体的な説明ができない。

また、申立人は昭和 47 年に自宅を新築した時期から口座振替により保険料  
を納付していたと主張しているが、第三者委員会からの照会に対し、口座振  
替していたとする金融機関の名称をたびたび変更するなど記憶があいまいで  
ある上、A 市役所は、同市が口座振替を開始したのは昭和 51 年度からである  
と回答しているほか、同市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名  
簿には、申立人はその前妻とともに 56 年 5 月に口座振替を開始したことが記  
載されていることから、申立期間②のうち 47 年 8 月から申立期間④までにお  
いて口座振替により保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、社会保険事務所や金融機関から未納の督促や残高不足  
の案内を受けた覚えは無く、申立期間のすべてにおいて保険料を納付してい  
たはずであると主張しているが、i) 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの申  
立人に係る 12 か月間の保険料、ii) 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間のう  
ち、申立人に係る 13 か月間の保険料及び申立人の前妻に係る 15 か月間の保  
険料はいずれも過年度納付されていることが社会保険庁の記録により確認で  
き、当時、納付の催告が行われていたと推認されることから、未納の督促は  
無かったとの主張には疑問がある。

加えて、申立人とその前妻は、申立期間④を除き、申立期間のほぼ同時期  
が未納となっており、A 市役所が申立人とその前妻に係る納付記録を長期間  
にわたり適切に管理していなかったとは考え難い上、申立人が申立期間にお  
いて国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告  
書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周  
辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断  
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ  
とはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から53年3月まで

昭和53年8月、父が会社を退職しA市役所で国民健康保険の加入手続きをした後、同市から、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付するよう求める通知が郵送されてきた。

当時、私は服の仕立てで収入を得ていたものの、そのお金は母に渡し、母から小遣いをもらうような状態で、国民年金保険料が高くて困ったこと、及び国民年金保険料の納付期限が短かったことを覚えている。昭和53年9月ごろ、父がA市役所で保険料を納付したにもかかわらず、社会保険庁の記録上、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和53年9月ごろに払い出されていると推察できるほか、申立人から提出されたA市発行の国民年金保険料（印紙代金）納付通知書兼領収証書により、申立人が、同年10月11日に同年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していることは確認できる。

しかし、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、納付金額等の納付状況も不明であるなど、申立人が特例納付で保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付書・領収証書について、i) A市役所から郵送されてきた、ii) 記載された納付期限がとても短かったため、父が、郵送されてからすぐに保険料を納付した、iii) 記載さ

れている文字等は緑系の色で、右下にマスが4つ程度印刷されていたところ、i)については、A市が、「国民年金の被保険者に過年度保険料及び特例納付保険料の納付書を郵送していなかった。」と証言していること、ii)については、申立てに係る特例納付の実施期間が昭和55年6月までと申立人の国民年金加入時期の1年9か月後である一方、昭和53年度第2期の保険料の納付期限が、53年10月5日であったと確認できること、及びiii)については、申立人の記憶している納付書・領収証書の様式は、社会保険庁が定める過年度保険料及び特例納付保険料の納付書・領収証書の様式と異なっていることから、申立人が記憶している申立期間に係る納付書・領収証書が、過年度保険料及び特例納付保険料に係るものではないと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 3 月から同年 10 月 21 日まで

昭和 22 年 3 月に A 社 B 工場に入社したのに、厚生年金保険の資格取得日が同年 10 月 21 日となっている。

申立期間についても、A 社 B 工場に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 22 年 3 月に A 社 B 工場（現在は、C 社）に入社したと主張しているが、同社の人事記録では、申立人は同年 7 月に試傭として入社し、同年 10 月 21 日に本採用となっている。

また、C 社では、申立期間当時、試傭の期間は従業員を厚生年金保険に加入させておらず、従業員の厚生年金保険加入台帳でも、申立人の資格取得日は昭和 22 年 10 月 21 日と記載されているとしている。

さらに、申立人が申立書に記載した元同僚は、昭和 22 年 6 月から A 社 B 工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、その元同僚は、「私は 22 年 2 月に入社したが、当時は 3 か月程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入しないと聞いていた。」と証言している。

加えて、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで

昭和 20 年 9 月から 21 年 4 月まで A 事業所に勤務していたのに、この間の厚生年金保険加入記録が全く無い。

A 事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言により、申立人が A 事業所に勤務していたことはいか  
がえるものの、同事業所は廃業している上、申立人が厚生年金保険料を給与  
から控除されていたことを示す給与明細書や賃金台帳等の資料が無い  
ため、厚生年金保険料の控除の事実を確認できない。

また、申立期間当時の事業主及び経理・社会保険担当者は死亡しており、  
同僚もその多くが死亡している上、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被  
保険者名簿等から連絡先の判明した同僚（5 人）に照会しても、申立人の勤  
務実態や保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得るこ  
とができない。

なお、申立期間については、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険  
者名簿に申立人の氏名が記載されておらず、整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断  
すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保  
険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。